

平成27年4月

新入生・新入生保護者のみなさまへ

高等学校等就学支援金の 申請書の提出について（お知らせ）

○就学支援金制度とは

次の要件の全てに該当する生徒の高校授業料を、国が生徒に代わって負担する制度です。（4月と7月の2回、手続きが必要です。）
貸与型の奨学金と異なり、就学支援金は返済不要の制度です。

支給対象となる方

- 平成26年4月以後に高等学校にご入学の方
- 高等学校を卒業または、修了されていない方
- 高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制課程・通信制課程は48月）を超えていない方
- 保護者等（親権者）の市町村民税所得割額（府民税は含みません）が、304,200円（父母ともに所得を得ている場合は父母両方の合算額）未満の方
※生活保護世帯、ひとり親家庭以外も対象の制度です。
- 受給資格認定申請書等を期限内に学校へ提出した方

※申請書を期限内に提出しなかった場合は、
授業料を負担していただくことになります。

○申請書の記入方法及び添付する書類は

一緒にお配りしている「記入例とご注意」をよくお読みください。

- 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書と証明書等は、
一緒にお配りしている封筒に入れ、

平成27年4月24日（金）までに、学校に必ずご提出してください。

- 審査結果は、平成27年7月上旬ごろ（予定）に学校を通じて通知します。

- 所得が基準を超えているため、「就学支援金」が支給されない場合で、保護者（親権者）の失職、倒産などにより家計が急変し、授業料の納付が困難な場合は、手続きにより授業料減免制度が適用される場合があります。該当される場合は、学校事務室にご相談ください。

<学校からの連絡欄>

大阪府立港高等学校

電話（06）6583-1401